

令和6年 第3回定例教育委員会

令和6年3月22日（金）
午後1時30分
宮代町教育支援センター
2階会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係
 - ア 令和6年3月宮代町議会定例会関係 ・・・P 1
 - ① 一般質問の概要について
 - イ 令和6年度宮代町教育委員会行事予定について ・・・P 4
 - ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について ・・・P 5
 - (2) 学校教育関係
 - ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について ・・・P18
 - イ 4月の行事予定について ・・・P19
 - ウ 4月の事業予定について ・・・P20
 - エ 令和5年度中学校卒業生の進路状況について 別紙
- 5 審議事項
 - 議案第3号 教育委員会事務専決規程の改正について ・・・P21
 - 議案第4号 宮代町指定文化財の指定について ・・・P30
 - 議案第5号 宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱について ・・・P32
 - 議案第6号 令和6年度宮代町教育委員会表彰の承認について ・・・P34
- 6 その他
- 7 次回教育委員会について
- 8 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和6年3月宮代町議会定例会関係

① 一般質問の概要について

通告3号 鈴木 次男 議員

3. 学校の自由選択問題

今、笠原小学校の児童の増加が問題になっています。これは道佛に新しい住宅地が出来て多くの方が移住してきたからです。これは、宮代町にとってとても良い事だと思います。道佛地区の本来の通学区域では、道佛は東小学校です。学校の自由選択制による弊害だと思います。そこで、町にお伺いします。自由選択制を導入する時に笠原小学校に児童が集まる事は、予想出来なかったか、また対策はされたのか。

①昔から笠原小学校は、建物とはだしの教育が有名です。これは、町を上げてのアピールがあったからだと思います。本来学校の自由選択制を導入したのには、各小学校が独自の教育理念を持ちその異なった小学校から自由に選択出来る制度です。各小学校の特色は。

②宮代町立小・中学校通学区域に関する規則の中の第12条に定める受け入れ人数を超えた時は、公開による抽選とありますが、各小学校の受け入れ人数は。ただし、この規則は子供たちの夢を奪う物であります。決して行使してはいけないと思います。各小学校が自分の学校に入学して貰える様に努力して、児童が分散するのが理想です。町長は、この問題をどの様に考えどう対策を考えるのか。

通告6号 泉 伸一郎 議員

4. 小・中学校のトイレの洋式化

小・中学校のトイレの洋式化は少しずつであるが進められてきた。町予算だけでは難しいこともあるが、国からの補助金を利用するなど努力は感じられ、低学年用のトイレから順次進められている。見学した中で、洋式化されたトイレはとても衛生的で利用しやすい。しかし、まだまだ十分とは言えないのが現状である。児童生徒の教育環境の向上のためにも、さらなる洋式化の推進が必要と考える。小学校と中学校の優先順位の在り方や今後の推進について町の考えを伺う。

通告7号 金子 正志 議員

3. GIGAスクール構想第2期へ

教育分野でのICT利活用について、文部科学省の公示した新学習指導要領では、2020年(令和2年)までに全児童生徒に対して、1人1台の情報端末を使用できるように整備することが目標として上げられました。そこで伺います。

- ①4年前の答弁では「令和2年度から順次、児童生徒用の端末を整備していく計画で、令和5年度には1人1台体制が完了する計画となっています」とのことでしたが、整備状況は。
- ②無線LAN環境の構築、児童生徒が使用するPC端末の整備、及び学校現場における活用状況は。
- ③GIGA 端末更新のサイクルと費用負担について伺います。端末更新は何年を想定し、その費用は1台当たりいくらで、負担は、国、県、町、保護者のいずれになるのでしょうか。
- ④GIGA 端末更新のための交付要綱や調達ガイドライン、最低スペック基準等が公表されています。デジタル庁ではGIGA 端末更新に関してOS(オペレーションシステム)事業者等による自治体ピッチを令和6年4月中に開催予定です。これについて文部科学省では都道府県主体による「自治体ピッチ」の開催も考えられるとしています。GIGA 端末は共同調達が想定されています。「自治体ピッチ」の説明と、教育委員会主催の自治体ピッチ等開催の実施状況は。

通告12号 福澤 和美 議員

1. 学校給食無償化について

日本農業新聞の調べによると、令和4年度に学校給食無償化を実施した自治体は、全国約1,600市区町村の約3割に当たる451自治体です。

宮代町で実施する際、財源の確保が課題の一つと考えます。そこで以下の点について伺います。

- ①宮代町で学校給食無償化を進める為のこれまでの対策について。また、今後の考えについて。
- ②多子世帯への補助や半額補助など、助成の考えは。また、その際にどの程度費用がかかるのか。

通告13号 丸山 妙子 議員

2. 公共施設の樹木などの管理はしっかりと対応を

公共施設が指定管理となってから、樹木などの管理が以前と比べると、不十分であると感じる。総合運動公園では、樹木の手入れがされず、伸び放題である。近隣の住宅の屋根や雨どい等に松葉や枯葉が溜まる等、ご存知の通り被害が出ている。

近隣の住民の方々の理解の上に公共施設の運営は成り立っている。

- ①総合運動公園の植栽管理について、今後の考えと対策は

イ 令和6年度宮代町教育委員会行事予定について

月 日	行 事 等 名	備 考
4月 1日	新転任教職員着任式	進修館小ホール
4月 8日	中学校入学式	各中学校（分担）
4月 9日	小学校入学式	各小学校（分担）
5月21日	埼玉葛地区教育委員会連合会総会	白岡市
5月23日	埼玉県市町村教育委員会連合会総会	羽生市
5月24日	運動会(須賀中)	須賀中学校（分担）
5月29日	体育祭(百間中)	百間中学校（分担）
6月(未定)	町人権教育推進協議会総会	図書館
6月(未定)	町PTA連絡協議会定期総会	百間中学校
10月 4日	体育祭(前原中)	前原中学校（分担）
10月 5日	運動会（須賀小、百間小・東小・笠原小）	各小学校（分担）
10月10日	埼玉葛人権を考えるつどい	春日部市
10月13日	町民スポーツフェスティバル2024	ぐるる宮代
11月(未定)	みやしろ芸術祭	進修館
11月(未定)	研究発表会	百間中学校
11月22日	研究発表会	須賀小学校
11月(未定)	埼玉葛教委連合会、教育長協議会合同研修会	
12月 6日	人権作文発表会	笠原小学校
12月13日	キッズエコサミット	オンライン
1月12日	二十歳のつどい	東武動物公園
1月(未定)	人権問題合同研修会	進修館
3月14日	中学校卒業式	各中学校（分担）
3月24日	小学校卒業式	各小学校（分担）
未 定	島村盛助を顕彰する英語活動発表会 (中学校区ごと開催)	

※各行事開催時には、別途ご案内いたします。

ウ 校長会からの要望事項に対する取組状況について

(案)

令和6年 月 日

宮代町立小中学校長会 様

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

校長会からの要望事項に対する取組状況について

令和5年10月20日付けで貴会から提出された令和6年度予算に係る要望事項に対する取組状況について別紙のとおり回答いたします。

要望項目 1 児童・生徒の確かな学力の育成と安心・安全を確保し、町内小中学校の一層の教育活動の充実・発展を図るための人的措置

<p>要望事項(1)</p>
<p>児童・生徒の基礎学力向上のため、小学校では30人、中学校では35人体制を堅持し、指導法改善（少人数指導）町非常勤講師の配置を引き続きお願いします。 なお、各校2名の町非常勤講師の配置と、1名の勤務が週2日や週3日の勤務により、週5日間を2名で勤務可能にできるよう、今後も柔軟な対応をお願いします。</p>
<p>回答(学校教育)</p>
<p>町非常勤講師の配置については、平成26年度より「全ての小中学校に2名の非常勤講師を配置」しています。 また、後者については学校の実態に応じ協議しながら柔軟に対応していきます。今後もより一層の基礎学力の向上を目指した指導に取り組んでいただくようお願いします。</p>
<p>要望事項(2)</p>
<p>特別に指導を要する児童生徒への非常勤サポーター等の配置を学校の実態に応じてお願いします。（生徒指導・不登校・障がい児・特別な配慮を要する児童生徒等）</p>
<p>回答(学校教育)</p>
<p>学校の実態に対応した特別支援教育サポーターを小学校に、不登校対策学習支援員を中学校に配置しています。今後も同様の対応を継続したいと考えています。</p>
<p>要望事項(3)</p>
<p>県費加配教員の措置が継続されない場合、小1問題対応、町費等による代替講師等の措置をお願いします。 ※年度途中の産休代替・育休代替の配置が難しい場合、教務・主幹教諭が対応することが多いので、町費常勤講師あるいはサポーター（免許をもたない）等の人員配置をお願いします。また、早めの代替教員の配置をお願いします。</p>
<p>回答(学校教育)</p>
<p>平成28年度当初から、全小中学校に少人数加配が1名ずつ配置されており、令和6年度も教科指導充実加配及び小学校高学年教科担任制推進加配を配置予定です。ただし、県からは令和5年度比8割と言われていています。他の加配や特配についても、各学校の実態や状況に応じて、埼玉県への申請については、対応していきたいと考えています。 産休代替・育休代替の配置についても、県の登録の状況、他市町との情報を共有しながら速やかに配置できるように努めていきます。このような状況が考えられる場合、早めの情報提供をお願いします。</p>

要望事項(4)

県費負担教職員と勤務時間の差異は学校運営に支障があるため、町費非常勤講師の勤務範囲を拡大する措置をお願いします。(交通費支給、出張を可能にする等)

回答(学校教育)

町非常勤講師等の雇用については、応募状況や予算等、総合的に考えながら勤務時間を検討してきました。来年度は、小学校の非常勤講師について勤務時間を7時間に変更します。また、徒歩で行ける範囲内での出張を可能としました。

要望事項(5)

町費非常勤職員の増員をお願いします。(小、中でそれぞれ1名の増員を)

回答(学校教育)

町非常勤講師の職務については、本務者同等の指導力が求められる状況もあるため、令和2年度からの待遇の見直しを優先して進めており、増員の予定はありません。

要望事項(6)

教職員の負担軽減と児童生徒に向き合う時間の確保に向け、引き続きスクールサポートスタッフの配置を継続してお願いします。

回答(学校教育)

スクールサポートスタッフの配置については、令和6年度も配置予定で進めています。

要望事項(7)

小学校への教育相談員の配置を引き続きお願いします。(勤務日を決めて2校兼務でも可)

回答(学校教育)

令和4年度より、教育相談員を教育支援センター内に配置し、週3日の勤務を行っています。中学校におけるさわやか相談員等も含め、その有効的な活用を図っていきたいと考えています。

要望事項(8)

小学校外国語活動・英語科の充実へ向け、小学校へALTが専属となるよう引き続きお願いします。

回答(学校教育)

平成28年度より小学校専属ALTを配置しました。平成30年度からは1名増員し、小学校2校につき1名配置しております。

要望事項(9)

リモート学習対応のための人的配置をお願いします。(できれば専門のスタッフが授業をアシスタントできることが望ましいが、スクールサポートスタッフや不登校対策学習支援員の業務として示すなどの対応も含めて)

回答(学校教育)

専門のスタッフについては、予算及び人材の確保が困難であるため、今後、配置を含めて検討しています。スクールサポートスタッフや不登校対策学習支援員の業務には、「児童生徒の指導上必要となる業務の補助」が含まれていますので、指導補助が可能な人材でしたら補助をお願いすることも可能です。明記することで、応募される方が減少する恐れもあります。

要望事項(10) ※新規

アカウント整備等切り替え時期におけるスムーズな業務のために、特に年度末から年度当初における ICT 支援員の配置をお願いします。

回答(教育総務・学校教育)

ICT 支援員の配置につきましては、町教育委員会においても検討しているところで、予算状況を鑑みながら進めていきたいと考えております。

要望事項(11)

町内に通級指導教室の設置に向けた計画的な対応をお願いします。

※特に、通常学級に在籍する自閉症や情緒障害（自閉症、アスペルガー症候群等、専門のスタッフが対応し、指導できる教室を要望したい。各担任も相談できる機関であれば、さらに良い。）対応の通級指導教室があれば、継続して通級指導教室に通いながら学習や保護者への面談が実施できると考えます。

回答(学校教育)

令和2年度に通級指導教室「発達障害・情緒障害」への通級に関するアンケートを各学校に実施したところ、「担任等は必要を感じる児童生徒」は一定数いるが、「保護者とも就学相談が進んでいて通う可能性が高い児童生徒」については、定数に満たなかったため、設置については見送っています。今後、再度アンケートを実施するなど各学校の状況を確認し、検討をしていきたいと考えています。

要望項目2 教育環境の整備・充実

要望事項(1)

防火シャッター・遊具施設・プール施設等の安全確保のため、専門業者による定期点検、不備の場合の早急な修繕等をお願いします。

回答(教育総務)

防火シャッターについては、年2回の消防設備点検時に点検しています。プールについては、使用開始時の清掃作業時等における確認をお願いします。

また、いずれの施設においても、不備等が発見された場合には、早急に修繕するなど適切に対応いたしますので、日頃からの確認点検と早急な連絡をお願いいたします。

要望事項(2)

老朽化した校舎・設備等の計画的な改修及び急を要する改善・改修を引き続きお願いします。

・雨漏り等が懸念される体育館及び校舎の屋上の業者による点検、改善を計画的に行うことをお願いします。特に体育館フロアについては、児童生徒の安全のため、最優先で対応いただくようお願いします。

・校舎近くの大木が倒れる懸念があります。高く伸びた大木の枝切りなど、計画的にお願いします。

回答(教育総務)

学校施設の改修等については、各校からの要望を元に現地確認を行い、危険性や緊急性などから計画的に改修工事を実施しています。また、年度途中において当初想定できなかった破損等が生じた場合には、予備費を充当するなどにより随時、対応しています。雨漏り等、緊急の対応が生じた場合は、適宜、御連絡をいただき、現地確認を行ったうえで、対応してまいります。なお、令和6年度は、昨年度に引き続き、高木剪定委託料の予算がつかまりましたので、危険個所の対応を実施する予定です。

要望事項(3)

転用可能教室の改修による多目的スペースの設置について、再編統合を視野に検討をお願いします。

回答(教育総務)

町では総合計画に基づいて小中学校の適正配置を進めることとしておりますので、併せて検討していきたいと考えています。

要望事項(4) ※(4)(5)に分かれました

トイレ清掃・尿石除去など業者委託を、計画的・継続的に年に1・2回確実にを行うことをお願いします。

回答(教育総務)

学校トイレについては、学校環境改善上の喫緊の課題であると認識しています。令和6年度については、尿石除去の実施を予定しております。なお、今後についても継続して実施できるように引き続き予算要求をしていきたいと思ひます。

要望事項(5) ※新規

全トイレの洋式化・乾式化に向け、今後も計画的な進行をお願いします。
(まずは洋式トイレは、各トイレに1か所は欲しいです。もしくは、各階1か所のトイレの洋式化工事をお願いします。障害のある児童への配慮、骨折等による児童への配慮、新入児童への配慮等の理由からです。)

回答(教育総務)

洋式化及び乾式化については、令和3年度から実施をしており、令和6年度については、設計業務のみとなりますが、令和7年度以降に改修工事を実施する予定です。引き続き、継続して改修が実施できるように予算要求をしていきたいと思ひます。

要望事項(6)

小中学校多目的教室、相談室、会議室等未設置教室等への計画的なエアコン設置をお願いします。また、設置してあるエアコンの内部清掃を計画的に実施していただき、生徒・教職員の健康面への配慮をお願いします。

回答(教育総務)

近年の異常気象を考えれば、すべての教室にエアコンを設置することが望ましいことは理解できますが、子供たちが通常授業で使用する普通教室及び特別教室には設置済みであり、以前に比べ、環境面では大きく向上していることから、多目的教室等への設置についての優先順位は低いと考えていますので、御理解いただきたいと思ひます。

要望事項(7) ※新規

酷暑のため、室温を30度以下に下げられない普通教室があります。より冷房効果の高い空調機器への交換や空調機器の増設、あるいは教室の断熱工事等の対策をお願いします。

回答(教育総務)

普通教室のエアコンについては、各校からの要望を元に現地確認を行い、業者に連絡し随時不具合の解消に努めているところです。断熱工事等については、各施設老朽化しているこ

とから、施設全体の長寿命化と一緒に検討を進めたいと思います。

要望事項(8) ※新規

体育館への空調設備の設置をお願いします。夏季の気温がとても高くなり、その中でさまざまな教育活動を子どもたちに保障していくためには、ぜひ必要な設備です。
(町が、各学校の体育館を災害時の避難所として活用する場合も、必ず必要になる設備と思われます。)

回答(教育総務)

体育館の空調設備につきましては、避難所にも指定されていることから令和6年度に整備を予定しています。整備のスケジュールは、設計業務からになりますので、秋以降の整備工事を予定しています。また、中学校から優先的に整備を考えていますので、小学校については、令和7年度にずれ込む可能性があります。御理解いただきたいと思えます。

要望事項(9) ※新規

学習指導要領の内容の変更に伴い、使用しなくなった薬品があります。それを廃棄するための予算措置をお願いします。

回答(学校教育)

令和5年予算の執行残で対応いたしました。

要望事項(10)

子供たちの安全を確保するため、各教室と職員室の連絡用インターホンの設置をお願いします。現在は緊急の場合でも、各教室へ職員が直接伝える方法で行っている現状です。改善を望みます。

回答(教育総務)

かつて、児童生徒数の急増に合わせて校舎の増築を重ねたため、各校校舎の構造が複雑、管理に苦慮されていることは理解していますが、他の施設管理経費との兼ね合いから今後の検討課題とさせていただきます。

要望事項(11) ※新規

タブレット端末が破損(学校内での破損、持ち帰った際の破損の両方)した場合に修繕ができる保険への加入をお願いします。

回答(教育総務)

端末の更新する際に、町として保険に加入するか、受益者負担として保護者に加入いただくかも含めて検討していきたいと考えています。

要望事項(12) ※新規

各学校の実態に応じた樹木剪定（特に大きく成長し危険が予想されるものは早急に）、消毒の回数増、除草作業の年2回ほどの予算立てをお願いします。

回答(教育総務)

令和6年度については予算の範囲内で対応し、令和7年度以降については予算要求をしていきたいと思えます。

要望項目3 教育の充実と特色ある学校づくりのため財政支援

要望事項(1)

埼玉葛連合教育研究会負担金及び埼玉県連合教育研究会負担金並びに町教育研究会への補助金を引き続きお願いします。

宮代町教育研究会の特別事業会計については、宮代町からの補助金200,000円の継続をお願いします。(理由：町内硬筆審査会継続実施のため。)

回答(学校教育)

ご要望のとおり予算措置を講じています。

要望事項(2)

各種教育団体組織への負担金・分担金の措置の拡大を引き続きお願いします。校長会における関東甲信地区、全日本校長会負担金については各校長が個人負担しています。多くの他市町は公費で負担しています。町による予算措置をお願いします。

回答(学校教育)

ご要望のとおり負担金等の予算は確保しています。また、全日本校長会負担金については、今後の財政状況等を勘案して、検討してまいります。

なお、教育関係の協議会等への負担金が多いことから、必要性やメリットについて議会等から指摘される場合があります。町長部局では、協議会から脱退や、負担金を減額・廃止するなど、改革に取り組んでおりますので、できれば組織の必要性や負担金のありかた等について、組織自ら議論していただくなど、一石を投じていただければ幸いです。

要望事項(3)

研究委嘱校には、予算措置の増額を引き続きお願いします。委嘱料の費目を需用費（印刷製本費）に限るのは電子化によりペーパーレス化が進む中、SDGSの観点からも前近代的です。有効活用できる費目例えば「謝金」「旅費」等に使用できるよう検討をお願いします。

回答(学校教育)

平成26年度より町研究委嘱費につきましては、発表校に7万円、その他の学校に5万円としました。研究委嘱費につきましては需用費に限定せず、各学校の実情に合わせ研究に必要な「謝金」等にも使用できることとしました。

要望事項(4)

教材や指導書等の予算措置を引き続きお願いします。

回答(学校教育)

ご要望のとおり予算措置を講じています。

要望事項(5)

給食費の納入方法については、給食費の適正化及び学校事務の効率化を図るため、町に直接納入する方法をお願いします。また、給食費を未納しがちな家庭に対する行政からの働きかけもお願いします。

回答(教育総務)

給食費の納入については、各家庭の状況と合わせて的確に判断いただける各小中学校にお願いし、一定の成果を得ているところでありますので、引き続き御協力をお願いします。

なお、長期間にわたり滞っている家庭については、町教育委員会としても働きかけしてまいります。

要望事項(6)

学級閉鎖時、給食の停止並びに食材の購入停止が間に合った場合、給食費の返金検討をお願いします。

回答(教育総務)

学校給食食材は、給食費の年間見込みを勘案して選定、発注しています。また、事務の煩雑化を防ぐためにも給食費の返金は今後も所定の基準に基づき実施していきます。

要望事項(7)

多額の予算が必要な修繕費の町予算対応について引き続きお願いします。

回答(教育総務)

修繕費については、軽微なものは学校予算で対応をお願いします、多額の費用を要する修繕は町予算で対応しています。財政状況が益々厳しくなっているため十分な予算とは言えないかも知れませんが、緊急修繕等は予備費等を活用し対応したいと考えています。学校におきましても予算を有効に使っていただけるよう工夫できることがあればお願い

します。

要望事項(8)

図書室の児童生徒用図書予算の増額をお願いします。

回答(学校教育)

児童生徒用図書につきましては、小学校は児童一人当たり1,100円、中学校は生徒一人当たり1,300円を予算として計上しています。財政状況が厳しくなっているため十分な予算とはいえないかと思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。なお、平成28年度からは「新図書館システム」の整備により学校図書室のパソコンがオンライン管理となるなど、町立図書館との連携が拡大されますので、効果的な運用をお願いします。

要望事項(9)

リモート学習への対応として、小学校1学年の情報端末について、家庭での接続が可能になるよう、対応を至急お願いします。また、現在、小学校1学年のみWindows OSの機種を使用しておりますが、学習効率やリモート学習の観点から小学校2学年以上の端末と同様のChrome OS搭載の機種への変更を要望します。

回答(教育総務)

令和元年度に導入したパソコン教室のタブレットPCを有効活用するため、小学校1年生の情報端末については、Windows OSの機種を使用いただいています。他の学年の機種と異なるため、御不便をお掛けしている点もあると思いますが、小学校1年生が使用することやタブレットPCを有効活用することを勘案し、御理解いただきたいと思います。小学校1年生につきましては、町予算の都合上、令和7年度末まで現在のWindows OSを使用いただきます。

令和8年度当初から新端末を全児童生徒、教職員が使用できるように町教育委員会においても検討を進めていきます。

要望事項(10)

接続環境が整っていない家庭について、Wi-Fi機器の貸し出し等の対応をお願いします。

回答(教育総務)

Wi-Fi機器の貸し出しにつきましては、家庭への貸し出し準備が完了しておりますので、希望の御家庭がありそうでしたら、町教育委員会を御案内いただければと思います。なお、通信費については、現時点ではご家庭の負担となっております。

要望項目4 その他の要望

要望事項(1)

人事異動については、校長の意向を今後も尊重していただき、バランスの取れた職員組織となるよう配慮をお願いします。

回答(学校教育)

今後も校長との話し合いを重視していきます。

要望事項(2)

県や町から児童生徒へ依頼されるポスター、作文、標語等で必ず協力しなければならないものについて、年間一覧表の作成を引き続きお願いします。

(※教育委員会を経由しない依頼も多数あり、負担感が増加しています。)

回答(学校教育)

必ず協力していただかなければならないものについては夏季休業前の校長会で示させていただきます。教育委員会を経由しないものについては、示すことができません。

要望事項(3)

県大会以上の児童生徒の出場については、県大会の参加費・輸送費予算の配慮をお願いします。

(※現状では、個人又はPTA負担となっています。学校代表として出場する場合、負担に課題があります。)

回答(学校教育)

平成23年度までは、バスの予算を確保しておりましたが、平成24年度予算「3%」、平成25年度予算「1%」、平成26年度予算ではさらに「2%」のマイナスシーリングが行われ、令和6年度に向けては「3%」マイナスシーリングと全庁的に予算が減額されたことから、令和6年度もバスの予算を確保することが出来ません。ご理解いただきたいと思っております。

要望事項(4)

人材の派遣について、小学校の学級懇談会等で就学前幼児の安全を確保するため、是非年間3回ほどの派遣をお願いします。

(※懇談会時、一定の場所を指定しているが、監督している者がいない状況もあり、危険であるため)

回答(学校教育)

必要性については理解しておりますが、現状では各校の工夫をお願いします。

要望事項(5)

学校の標示の作成について検討をお願いします。

回答(教育総務)

宮代町の道路事情と各校の立地を考慮すると、来校者への案内標示の必要性は理解されると思いますが、昨今自動車や携帯電話等のGPS機能の普及と考え合わせると喫緊の課題ではないと解されますので、ご理解いただきますようお願いします。

要望事項(6)

各学校にもう1台AEDの設置をお願いします。

(※緊急対応・校外で使用するため。例：林間学校、持久走大会、水泳指導等)

回答(学校教育)

現状では各校の工夫をお願いします。必要性については理解していますので、今後検討していきたいと思えます。

要望事項(7)

夏季休業中の研修(特別支援教育研修会、宮代町教育研究会全体研修会、宮代町教職員人権教育研修会)については、早めの日程調整と開催方法の工夫をお願いします。

回答(学校教育)

町教職員全体研修会については、講師の方のご都合が最優先される状況にありますが、研修会の組み合わせや研修時間の短縮等については、引き続き検討していきたいと思えます。

要望事項(8)

災害時の対応について、学校を避難所として開設する場合の鍵の管理等に関する行政側との共通理解の場を設けるようお願いします。

回答(教育総務)

町民生活課において、震度6弱以上の地震が発生した場合に、避難所周辺に住む職員を避難所開設担当として指定しました。併せて、避難所である体育館の鍵を、各小中学校の所定の場所に常備しましたので、緊急時においては町職員により避難所を開設することが可能になっています。

要望事項(9)

中学校の卒業式で町が表彰する9か年皆勤賞について、皆勤賞のために体調不良であっても生徒が無理するケースも散見されます。健康上の問題もありますので、廃止を含め検討をお願いします。

回答(学校教育)

皆勤賞について、生徒の9か年の努力を認めることは、大変意義のあることと考えています。しかし、表彰の場については、各学校の実情に合わせ検討して行っていただいています。

要望事項(10)

部活動の土日の地域移行への対応についての町教育委員会としての考えを示していただき、検討に向けた環境整備をお願いします。

回答(学校教育)

国や県、近隣市町の動向や学校の状況など情報収集をし、今後の取組について検討をしていきたいと考えております。

要望事項(11)

学校選択について、一部の学校では、教室の不足等、多くの教育活動に支障が出ています。学校選択についての基準の見直し等、検討をお願いします。

回答(学校教育)

児童生徒数の今後の推移や教室数等を確認し、検討しております。

(2) 学校教育関係

ア 宮代町立小中学校職員の人事評価について

令和5年度埼玉縣市町村立学校職員の人事評価について、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則第9条第1項に基づき報告します。

イ 4月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(月)		
2日(火)	職員会議(須・百・東・笠)	職員会議(須・百・前)
3日(水)	準備登校(須・百・東・笠) 職員会議(笠)	職員会議(須・百・前)
4日(木)		
5日(金)	新1年生クラス発表(東)	準備登校(須・百・前)
6日(土)		
7日(日)		
8日(月)	始業式(小) 一斉下校(笠)	始業式(中) 入学式(中)
9日(火)	入学式(小)	新入生歓迎会(百) 全校説明会(百) 避難訓練(百・前)
10日(水)	給食開始(小) 通学班編成(須・百・笠) 一斉下校(通学路点検)(百)	給食開始(中) 新入生歓迎会(須・前) 部活動見学・仮入部期間(～25日) (須) 部活動見学・仮入部期間(～24日) (百)
11日(木)	通学班会議(通学路点検)(東) 1年生を迎える会(東)	避難訓練(須) 学級懇談会(百)
12日(金)	交通安全教室(1・2・3年)(笠) 1年生を迎える会(笠) 町研理事会	学級懇談会(須) 町研理事会
13日(土)		
14日(日)		
15日(月)	学力向上パワーアップウィーク①(～19日)(須) 一斉下校(通学路点検)(須)	部活動見学・仮入部期間(～25日) (前) 交通安全教室(全学年)(前)
16日(火)	開校記念日(須・東) 1年生を迎える会(百)	開校記念日(須)
17日(水)	給食開始(1年) 1年生を迎える会(須)	

18日(木)	全国学力・学習状況調査(6年)(小) 町研主任会	全国学力・学習状況調査(3年)(中) 町研主任会
19日(金)	ふれあいデー(須・百・東・笠) 学習参観・懇談会(2~6年)1年生 4時間・懇談会のみ(須) 学習参観・学級懇談会(東・笠)	ふれあいデー(須・百) 離任式(須) 学級懇談会(前)
20日(土)	家族読書の日(東)	
21日(日)		
22日(月)	ふじまつり(笠)	
23日(火)	町研総会	生徒会朝会(任命式)(百) 生徒会朝会(前) 町研総会
24日(水)	交通安全教室(1・2・3年)(東)	
25日(木)	授業参観懇談会(4・5・6年・特) (百)	部活動ミーティング(本入部)(百)
26日(金)	離任式(須) 授業参観懇談会(1・2・3年)(百) 心肺蘇生法研修(東)	ふれあいデー(前) 部活動ミーティング(本入部)(須・前) 離任式(百)
27日(土)		土曜授業・部活動保護者会(須・百) 1日公開・修学旅行保護者会・部活動 保護者会(前)
28日(日)		
29日(月)	昭和の日	昭和の日
30日(火)		

ウ 4月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
1日(月)	臨時校長会・転任新採用職員着任式	進修館 (集会室・小ホール)
3日(水)	予算説明会・校長会	進修館研修室
4日(木)	教頭会	役場 202 会議室
5日(金)	スクールガードリーダー連絡会	進修館研修室
24日(水)	社会科副読本編集委員会	
25日(木)	ICT 研修会	
26日(金)	宮代町人事評価研修会(校長) 予定	役場 202 会議室
30日(火)	宮代町人事評価研修会(教頭) 予定	役場 204 会議室

議案第3号

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正することについて議決を求める。

令和6年3月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町行政組織規則及び宮代町事務決裁規程の改正に伴い、宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正するものである。

宮代町教育委員会訓令第1号

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

宮代町教育委員会
教育長 中村敏明

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

宮代町教育委員会事務専決規程（平成14年宮代町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第7条第1項中「掲げる者」を「定める代決権者」に、同項の表課長の項代決権者の欄中「、館長及び所長」を「(副課長又は室長が配属されていない場合は、主幹)」に改め、室長の項代表権者の欄中「室長」の前に「副課長又は」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

共通決裁事項

項目	専決権者		
	副課長、 室長又は 主幹	課長	教育長
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和30年宮代町教委規則第3号）第1条各号に掲げる事項以外の事項に関する事。			○
職員の職務に専念する義務の免除に関する事。	担当職員	副課長、 室長及び 主幹	課長
職員の出張及び休暇に関する事。	担当職員	副課長、 室長及び 主幹	課長
特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関する事	担当職員	副課長、	課長

と。		室長及び主幹	
週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。（室長所管分を除く。）		定例的なもの	重要なもの
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。（室長所管分に限る。）	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。（室長所管分を除く。）		定例的なもの	特に重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。（室長所管分に限る。）	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。（室長所管分を除く。）		定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。（室長所管分に限る。）	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
定例事項の告示、公示及び公告に関すること。		定例的なもの	重要なもの
嘱託登記に関すること。		定例的なもの	重要なもの
嘱託された書類の送達及び公告に関すること。		○	
公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関すること。		○	
担当職員の事務分担に関すること。		○	
所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関すること。		○	
所管事務に係る各種資料の収集に関すること。		○	
所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関すること。		○	
所管事務に係る境界査定に関すること。		○	
所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関すること。		○	

所管の公有財産の一時使用許可に関する事。		○	
所管の施設及び物品等の使用に関する事。		○	
所管に係る軽易な会議の開催に関する事。		○	
所管に係る工事の指導及び監督に関する事。		○	
所管に係る工事の工事検査に関する事。 (工事検査室が所管する工事検査を除く。)		○	

別表第2項目の項副課長又は室長の欄中「又は室長」を「、室長又は主幹」に改める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

宮代町教育委員会事務専決規程 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																																														
<p>第1条～第3条 (略) 第4条 (略) 2 (略)</p> <p>(専決の例外) 第5条～第6条 (略) (代決) 第7条 次の表の左欄に掲げる専決権者が不在であり、かつ、事務処理が急を要する場合にあっては、同表右欄に定める代決権者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">専決権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>当該事務を所管する副課長又は室長(副課長又は室長が配属されていない場合は、主幹)</td> </tr> <tr> <td>副課長又は室長</td> <td>主幹</td> </tr> </table> <p>2 (略) 別表第1 (第4条関係) 共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">専決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">副課長、室長又は主幹</th> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">教育長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</td> <td>担当職員</td> <td>副課長、室長及び主幹</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table>	専決権者	代決権者	教育長	課長	課長	当該事務を所管する副課長又は室長(副課長又は室長が配属されていない場合は、主幹)	副課長又は室長	主幹	項目	専決権者			副課長、室長又は主幹	課長	教育長	宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。			○	職員の職務に専念する義務の免除に関すること。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長	<p>第1条～第3条 (略) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 専決権者は、専決事項を専決したときは、当該事項を専決した旨の表示をしておかなければならない。</u></p> <p>(専決の例外) 第5条～第6条 (略) (代決) 第7条 次の表の左欄に掲げる専決権者が不在であり、かつ、事務処理が急を要する場合にあっては、同表右欄に掲げる者が代決することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">専決権者</th> <th style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>当該事務を所管する副課長又は室長、館長及び所長</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>主幹</td> </tr> </table> <p>2 (略) 別表第1 (第4条関係) 共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">専決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">副課長又は室長</th> <th style="text-align: center;">課長</th> <th style="text-align: center;">教育長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</td> <td>担当職員</td> <td>副課長又は室長</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table>	専決権者	代決権者	教育長	課長	課長	当該事務を所管する副課長又は室長、館長及び所長	室長	主幹	項目	専決権者			副課長又は室長	課長	教育長	宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。			○	職員の職務に専念する義務の免除に関すること。	担当職員	副課長又は室長	課長
専決権者	代決権者																																														
教育長	課長																																														
課長	当該事務を所管する副課長又は室長(副課長又は室長が配属されていない場合は、主幹)																																														
副課長又は室長	主幹																																														
項目	専決権者																																														
	副課長、室長又は主幹	課長	教育長																																												
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。			○																																												
職員の職務に専念する義務の免除に関すること。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長																																												
専決権者	代決権者																																														
教育長	課長																																														
課長	当該事務を所管する副課長又は室長、館長及び所長																																														
室長	主幹																																														
項目	専決権者																																														
	副課長又は室長	課長	教育長																																												
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和30年宮代町教委規則第3号)第1条各号に掲げる事項以外の事項に関すること。			○																																												
職員の職務に専念する義務の免除に関すること。	担当職員	副課長又は室長	課長																																												

改 正 案				現 行			
職員の出張及び休暇に関すること。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長	職員の出張及び休暇に関すること。	担当職員	副課長又は室長	課長
特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関すること。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長	特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関すること。	担当職員	副課長又は室長	課長
週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。	担当職員	副課長、室長及び主幹	課長	週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。	担当職員	副課長又は室長	課長
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。 (室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの	報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。 (室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。 (室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの	報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。 (室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分を除く。)		定例的なもの	特に重要なもの	申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分を除く。)		定例的なもの	特に重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの	申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 (室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの	法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 (室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 (室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの	法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 (室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
定例事項の告示、公示及び公告に関すること。		定例的なもの	重要なもの	定例事項の告示、公示及び公告に関すること。		定例的なもの	重要なもの
嘱託登記に関すること。		定例的なもの	重要なもの	嘱託登記に関すること。		定例的なもの	重要なもの

改 正 案				現 行			
		もの	の			もの	の
<u>嘱託された書類の送達及び公告に関すること。</u>		○		<u>嘱託された書類の送達及び公告に関すること。</u>		○	
<u>公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関すること。</u>		○		<u>公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関すること。</u>		○	
<u>担当職員の事務分担に関すること。</u>		○		<u>担当職員の事務分担に関すること。</u>		○	
<u>所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関すること。</u>		○		<u>所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関すること。</u>		○	
<u>所管事務に係る各種資料の収集に関すること。</u>		○		<u>所管事務に係る各種資料の収集に関すること。</u>		○	
<u>所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関すること。</u>		○		<u>所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関すること。</u>		○	
<u>所管事務に係る境界査定に関すること。</u>		○		<u>所管事務に係る境界査定に関すること。</u>		○	
<u>所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関すること。</u>		○		<u>所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関すること。</u>		○	
<u>所管の公有財産の一時使用許可に関すること。</u>		○		<u>所管の公有財産の一時使用許可に関すること。</u>		○	
<u>所管の施設及び物品等の使用に関すること。</u>		○		<u>所管の施設及び物品等の使用に関すること。</u>		○	
<u>所管に係る軽易な会議の開催に関すること。</u>		○		<u>所管に係る軽易な会議の開催に関すること。</u>		○	
<u>所管に係る工事の指導及び監督に関すること。</u>		○		<u>所管に係る工事の指導及び監督に関すること。</u>		○	
<u>所管に係る工事の工事検査に関すること。</u> (工事検査室が所管する工事検査を除く。)		○		<u>所管に係る工事の工事検査に関すること。</u> (工事検査室が所管する工事検査を除く。)		○	
別表第2 (第4条関係) 個別決裁事項 1 教育推進課				別表第2 (第4条関係) 個別決裁事項 1 教育推進課			

改 正 案				現 行			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議案第4号

宮代町指定文化財の指定につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町指定文化財を指定することについて議決を求める。

令和6年3月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町指定文化財に指定したいので、宮代町文化財保護条例第7条第1項の規定により、この案を提出するものである。

令和5年度宮代町指定文化財 指定一覧

1	指定番号	宮代町指定第35号
2	種別	有形民俗文化財
3	名称	東条原獅子舞用具
4	所在地	宮代町大字東条原
5	所有者	東条原鷲宮神社
6	員数	一括

指定の理由 延享2年(1745年)頃から伝わったという町域唯一の獅子舞であり、町指定無形民俗文化財であった東条原獅子舞についてその存在を後世に伝えると共に、江戸時代から使われてきたと伝わる用具類を、滅失・散逸させることなく後世に遺し伝えるために、町指定有形民俗文化財として指定し、保護していくことが必要と考えるため。

根拠法令 宮代町文化財保護条例第7条第1項の規定による

「第7条第1項 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち町にとって重要なものを町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財(有形のものを町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財に区分する。)又は町指定記念物(以下「町指定文化財」と総称する。)に指定することができる。」

議案第5号

宮代町文化財保護委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年3月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町文化財保護委員会の委員に委嘱したいので、宮代町文化財保護委員会規則第3条第1項の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

宮代町文化財保護委員名簿

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

No.	氏名	分野等	備考
1	島村 圭一	学識経験 ※文献史学(中世前期)	町内在住
2	中村 誠二	学識経験 ※考古学	町内在住
3	新井 浩文	学識経験 ※文献史学(戦国期)	町内在住
4	長谷川 清一	学識経験 ※考古学、自然科学	町内在住
5	青木 秀雄	学識経験 ※考古学	町内在住
6	荒木 謙勝	公募	町内在住
7	鈴木 晶	公募	町内在住

議案第6号

令和6年度宮代町教育委員会表彰の承認について

別紙の候補者を令和6年度宮代町教育委員会表彰受賞者として承認することにつき議決を求める。

令和6年3月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育委員会表彰規程第2条及び宮代町教育委員会表彰規程取扱要領に基づき表彰候補者を決定するため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会表彰規程

平成元年4月1日
教委規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を選考し、表彰する。

- (1) 教育、学術、文化及び体育の振興発展に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの
- (3) 教育、文化及び体育等関係団体の活動の推進等に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、教育委員、校長及び団体の長等の推薦により教育委員会で選考の上、これを行う。

2 表彰者には表彰状(又は感謝状)を授与する。なお、副賞又は記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回必要に応じて行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰についての必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

宮代町教育委員会表彰規程取扱要領

第1 趣旨

この要領は、宮代町教育委員会表彰規程(平成元年教委規程第2号。以下「規程」という。)第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 選考基準

規程第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

- 1 教育委員で、2期(8年)以上在職し、その職を退任した者
- 2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で、5年以上在職し、町外に転出及び退職した者
- 3 町内小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 4 社会教育委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 5 公民館長で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 7 文化財保護委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 9 奨学生選考委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 10 公民館運営審議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 11 その他の委員で6年以上在職し、その職を退任した者
- 12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
- 13 その他特に必要と認められるもの

第3 表彰状等の様式

表彰状・感謝状の様式については、別紙様式のとおりとする。

第4 庶務

表彰に関する庶務は、教育推進課教育総務担当で行う。

平成13年5月15日	教育委員会承認
平成15年4月24日	教育委員会承認
平成30年2月22日	教育委員会承認
令和2年2月20日	教育委員会承認

議案第6号関係

令和6年度宮代町教育委員会表彰 候補者一覧

氏名	選考理由	種別	選考	備考
1 松本 眞夕	令和3年度から3年間、百間中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	選考基準12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
2 金子 哲也	令和2年度、笠原小学校PTA副会長、令和3年度から3年間、同小学校PTA会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
3 佐藤 人実	令和3年度から3年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
4 村木 香菜子	令和3年度から3年間、笠原小学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上
5 野口 実紀	平成29年度から2年間、須賀小学校PTA副会長、令和4年度から2年間、須賀中学校PTA副会長として本町の教育活動に貢献した。	感謝状	可・否	同上